

銘柄コード 8802 三菱地所

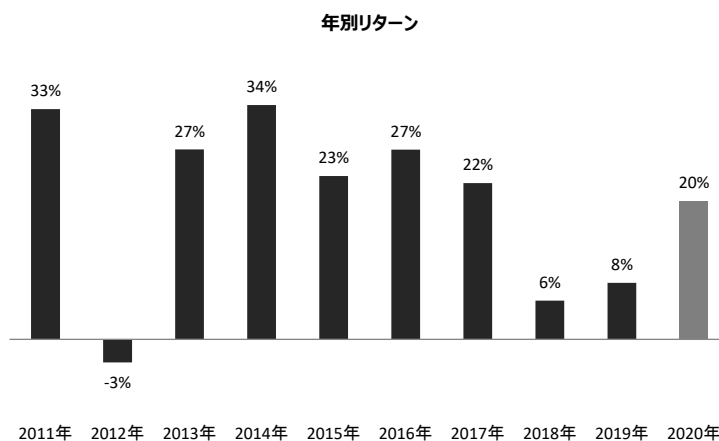
バックテスト期間 2011年 ~ レポート作成日

留意事項 バックテストにおいては、手数料及び税金を考慮していません。

あくまでも当社が行った過去分析の結果を示すものであり、将来の利益を保証するものではありません。

## 1 年別分析

	(a)年別 リターン	(b)取引 日数	(a)/(b)
2011年	33%	245	0.13%
2012年	-3%	248	-0.01%
2013年	27%	245	0.11%
2014年	34%	244	0.14%
2015年	23%	244	0.10%
2016年	27%	245	0.11%
2017年	22%	247	0.09%
2018年	6%	245	0.02%
2019年	8%	241	0.03%
2020年	20%	241	0.08%
平均値	20%	245	0.08%
標準偏差	12%		



(GesCalgoコメント)

年別リターンがプラスになる確率は、94%です。 ※ =1-norm.dist(0、平均値、標準偏差、true)で求めた値です。

過去の年別リターンの最大値は、34%です。 ※ 2014年 に発生。

過去の年別リターンの最小値は、-3%です。 ※ 2012年 に発生。

(重要) 1日あたり、往復の取引コストが売買代金の0.08%を超えると、期待収益がマイナスとなり、経済合理性を欠く取引となることに十分ご注意ください。各証券会社の手数料プランの無料テーブルを活用したり、1注文金額の手数料体系のもとで売買代金を大きくトレードするなどの工夫が必要となります。

## 2 月別分析

	年間合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011年	33%	5.8%	3.3%	3.5%	2.7%	0.4%	1.2%	-1.3%	6.2%	-2.6%	-0.1%	1.0%	12.8%
2012年	-3%	-0.5%	-10.5%	5.7%	7.2%	7.2%	-14.5%	2.5%	6.3%	-4.4%	-0.1%	1.0%	-3.2%
2013年	27%	0.9%	7.5%	2.9%	-1.9%	29.1%	-10.4%	4.6%	-3.9%	-1.2%	8.1%	-1.3%	-7.1%
2014年	34%	9.1%	10.5%	-1.3%	1.5%	-8.8%	-1.5%	-1.6%	7.1%	5.6%	-6.5%	14.0%	5.5%
2015年	23%	2.5%	-3.4%	4.6%	8.1%	1.9%	0.4%	1.3%	-5.8%	5.4%	4.1%	2.9%	1.5%
2016年	27%	9.5%	0.9%	-0.6%	-1.0%	3.8%	11.5%	1.9%	2.0%	-5.3%	-6.1%	7.9%	2.9%
2017年	22%	4.9%	1.3%	-0.0%	0.1%	4.4%	1.4%	5.0%	3.7%	0.9%	0.1%	2.1%	-1.4%
2018年	6%	-3.8%	5.5%	-5.2%	-5.1%	-2.2%	-0.8%	4.6%	4.3%	-2.0%	3.0%	-1.7%	8.9%
2019年	8%	-4.4%	0.9%	-3.0%	9.9%	-2.9%	3.5%	1.2%	1.0%	-2.0%	1.5%	3.3%	-0.7%
2020年	20%	-4.4%	-3.2%	30.7%	-14.2%	5.2%	5.7%	4.8%	-4.4%	-2.1%	0.4%	-3.1%	4.5%
平均値		2%											
標準偏差		6%											

(GesCalgoコメント)

月別リターンがプラスになる確率は、60%です。 ※ =1-norm.dist(0、平均値、標準偏差、true)で求めた値です。

過去の月別リターンの最大値は、31%です。 ※ 2020年3月 に発生。

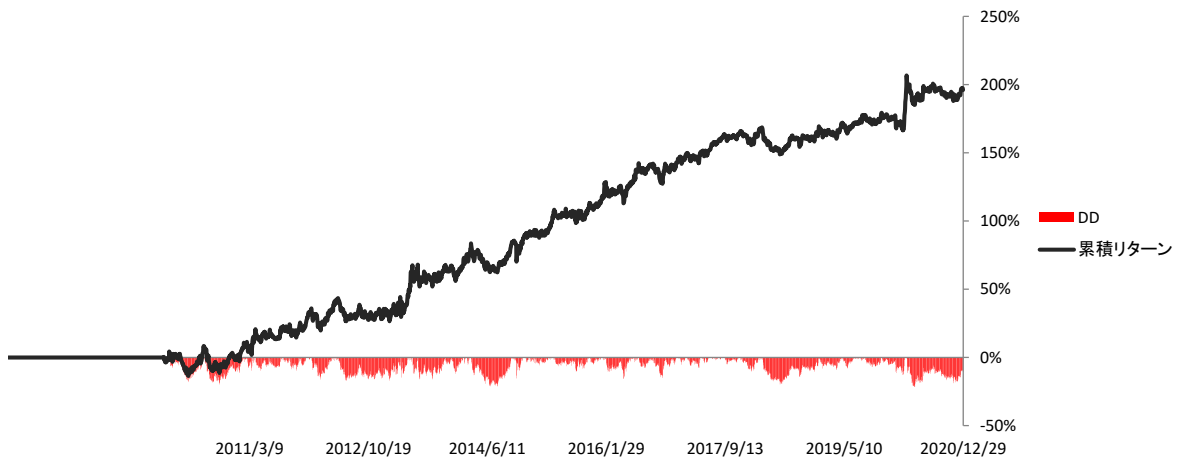
過去の月別リターンの最小値は、-14%です。 ※ 2012年6月 に発生。

	回数	割合	リターン	割合	平均	標準偏差
全トレード	2,690回	-	196%	-	0.07%	1.50%
利益	1,392回	52%	1572%	8.02	-	-
損失	1,263回	47%	-1376%	-7.02	-	-
損益ゼロ	35回	1%	0%	-	-	-

(GesCalgoコメント)

日別リターンがプラスになる確率は、 52% です。 ※ =1-norm.dist(0、平均値、標準偏差、true)で求めた値です。  
 過去の日別リターンの最大値は、 11% です。 ※ 2013/5/23 に発生。  
 過去の日別リターンの最小値は、 -12% です。 ※ ##### に発生。  
 最大ドロウダウンは、 -22% です。 ※ 2020/4/30 に発生。

日別累積リターンとドロウダウンの推移



商号:株式会社GesCalgo

所在地:〒101-0027

東京都神田平河町1番地 第3東ビル5階

電話番号:03-4405-6766

金融商品取引業者(当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。)

登録番号:関東財務局長(金商)第3036号

○投資顧問契約の概要

①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

報酬等について

1.投資顧問契約による報酬等

当社は、投資顧問契約により、以下の助言サービスを行い、その対価としてお客様より助言報酬を頂きます。助言方法及び助言報酬は、以下の通りとなります。

【助言サービスの内容及び方法】

当社は、お客様に対し、メールにて1日1回、シグナル配信を行います。シグナルの内容は、ETF、株式および日経225mini四半期直近毎月です。

投資顧問契約の契約期間は1年間です。契約は自動更新とし、毎年の1月1日を契約更新日とします。但し、契約1年目については、契約日以降最初に到来する12月末日を以て1年目の契約期間は終了するものとし、事前に解約の申し出がない限り、翌年の1月1日より2年目の契約が開始されるものとします。

※当社のシグナル配信サービスをご利用されるお客様は、スクレイピング方式(お客様が発注にあたって行うWEBブラウザ上の操作を、自動的に行うことができる技術)を利用した当社の自動発注システム(当社シグナル管理サーバから注文情報を取得した上で、当該注文情報に従って証券会社(但し、システム接続のためのプログラムを当社が作成した証券会社に限定)に発注する機能を有する)を無償でご利用いただくことができます。自動発注システムの利用をご希望されるお客様は、システムの会員登録を行い、当社システムのログインIDおよびパスワードを取得した上で、PC端末(クラウド環境、スマートフォンを含む。)へ当社が配布するPCインストール型ソフトウェアをインストールし、当社システムのログインIDおよびパスワードを入力してシステムにログインの上、当該ソフトウェア上で、証券会社のログインIDおよびパスワード、取引パスワードをご登録いただけます(当該登録情報は暗号化された状態でお客様のPC端末、クラウド環境、又はスマートフォン上で保持され、当社が預かりすることはありません)。登録後、お客様は、銘柄及び取引金額(先物取引の場合は、取引枚数)を設定し、自動売買をONにした場合、当社の自動発注システムを通じて、当社が推奨する取引について、決められた時間に、お客様がネット証券で注文を発注する操作を、システム上で自動的に再現することができるようになります。なお、お客様は、自動売買ON/OFFを変更することが可能です。また、自動発注システムを通じて建てられた未決済ポジションについては、お客様ご自身の裁量で決済することも可能です。また、ONの状態であっても、自動発注システムが発注した注文が未約定の状態の間、お客様は発注を取り消すことも可能です。なお、当社は、お客様の口座開設手続は一切関与いたしません。

【助言報酬】

助言報酬は、成功報酬制と、定額報酬制を設けます(ただし、これに契約時事務手数料と、毎月の事務手数料が付加されます)。それぞれの報酬制および手数料の内容は、以下のとおりです。

<成功報酬制の内容>

前月利益の20%(ハイウォーターマーク方式:前月までの年間の最高利益を超過する分のみ利益と計算する)の成功報酬を助言報酬としてお支払い頂きます。毎月の末日を締日として、請求書を締日より10日以内に発行し、翌月末までに現金または振込にてお支払い頂きます。

報酬額については、お客様の選択した銘柄、戦略及び枚数を前提として、シグナル通りに取引を行った場合の取引結果に準拠して、以下①から③の手順に従い計算するものとします。

なお、手数料・金利等の取引コストは計算上加味しないものとします。

①当月の損益の確定(当月中に契約が解除された場合には、以下「当月末」を「契約解除日」と、「当月中」を「契約解除日まで」と、それぞれ読み替える。)

当月の損益額は、以下A及びBの合計金額とする。

(A:買い(ロング)エントリーの損益合計)

前月末にロングしており、当月末まで継続してロングした銘柄・枚数の損益=(当月末終値-前月末終値)×ロング枚数

前月末にロングしており、当月中にポジション解消した銘柄・枚数の損益=(ポジション解消価格-前月末終値)×ポジション解消枚数

当月中にロングを開始し、当月末まで継続してロングした銘柄・枚数の損益=(当月末終値-ロング開始価格)×ロング枚数

当月中にロングを開始し、当月中にポジション解消した銘柄・枚数の損益=(ポジション解消価格-ロング開始価格)×ポジション解消枚数

(B:売り(ショート)エントリーの損益合計)

前月末にショートしており、当月末まで継続してショートした銘柄・枚数の損益=(-当月末終値+前月末終値)×ショート枚数

前月末にショートしており、当月中にポジション解消した銘柄・枚数の損益=(-ポジション解消価格+前月末終値)×ポジション解消枚数

当月中にショートを開始し、当月末まで継続してショートした銘柄・枚数の損益=(-当月末終値+ショート開始価格)×ショート枚数

当月中にショートを開始し、当月中にポジション解消した銘柄・枚数の損益=(-ポジション解消価格+ショート開始価格)×ポジション解消枚数

②ハイウォーターマーク超過額の算出

以下BからAを差し引いて得た金額が正の値である場合には、当該金額を当月のハイウォーターマーク超過額とする。

(A:毎年の1月又は契約開始月から前月までの損益(成功報酬控除後)を累計(※注1)して得た各月末ごとに算出する累計損益のうちの最高金額。なお、当月が契約開始月の場合には0円とする。)

例:1月:20万円利益、2月:10万円損失、3月:30万円損失の場合、1月末の累計損益は+20万円(報酬20%控除後+16万円)、2月末の累計損益は+6万円、3月末の累計損益は-24万円となり、3月末時点のハイウォーターマークは1月末の報酬控除後の16万円となる。

(B:毎年の1月又は契約開始月から前月までの損益(成功報酬控除後)の累計(※注1)に当月の損益を加えて得た金額。なお、当月が契約開始月の場合には当月の損益。)

例:4月:50万円の利益の場合、1~4月の累計損益(成功報酬控除後)は+26万円となり、B-Aは、26万円-16万円=10万円となる。)

※注1:契約1年目については、契約開始月からその年の12月までの累計となります。契約2年目以降については、毎年の1月から12月までの累計となります。なお当社においては、投資顧問契約の契約期間は1年間とし、毎年の1月1日を契約更新日とします。但し、契約1年目については、契約日以降最初に到来する12月末日を以て1年目の契約期間は終了するものとし、事前に解約の申し出がない限り、翌年の1月1日より2年目の契約が開始されるものとします。

③当月報酬額の算出

ハイウォーターマーク超過額の20%とする。

(上記②の場合、4月の成功報酬は10万円×20%=2万円となる。)

(ハイウォーターマーク超過額が0以下の場合には、当月報酬は発生しない。)

<定額報酬制の内容>

助言報酬は、月額3万円(税込)とします。報酬のお支払いについては、毎月の末日を締日として、当社より請求書を締日より10日以内に発行しますので、翌月末までに現金または振込にてお支払い下さい。なお、助言報酬は、当社のシグナル通りに取引を行い、当月のシグナルの月間収益がプラスであった場合のみ、お客様に対して請求するものとします。

<契約時の事務手数料及び月額維持手数料>

上記成功報酬ないし定額報酬に加え、契約事務手数料3万円(税込)、及び、毎月2,500円(税込)の事務手数料をお客様にお支払い頂きます。

○有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

当社が投資助言を行う株式、投資信託、市場デリバティブ取引等の金融商品には、日経平均株価等の株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生じるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生じるおそれ(元本超過損リスク)があります。

また、投資信託は、主に国内外の債券、株式などの財産を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落、組入株式および組入不動産の価格下落や、組入債券の発行体、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額や取引価格が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額や取引価格の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

なお、信用取引又は市場デリバティブ取引には、対象となる有価証券等または日経平均株価等の指標等の価格変動により損失の額が、お客様が金融商品取引業者等に差入れた委託証拠金または証拠金の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。